

### 職員の懲戒処分について

令和元年12月19日に懲戒免職処分とした元市職員の収賄事件に係る管理監督者に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

#### 記

1 処分年月日

令和2年2月28日

2 処分内容等

職名	所属部名	年齢	性別	処分内容
部長	都市整備部	57歳	男性	減給10分の1 1月
技師 (事件当時：課長)	〃	61歳	男性	戒告

3 非違行為の概要

今回の元市職員の収賄事件において、監督者としての権限の行使が不十分・不適切であるために部下の職務上の非違行為が発生し、継続・拡大したことについて、監督者としての義務に違反し、職務を怠ったもの。

4 本件に係る市長コメント

元市職員の収賄事件に関しまして、その管理監督者について、令和2年2月28日付で懲戒処分を行いました。

市といたしましては、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の服務規律、法令遵守の徹底を図るとともに、引き続き、市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。